(公 印 省 略) 三環第 17 号 令和5年5月16日

各 区 長 様

クリーン三木促進会議 会 長 安 井 由 次 三木市長 仲 田 一 彦

市内一斉清掃の実施について(依頼)

新緑の候、貴職におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、地域の環境美化運動の推進につきまして、格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、今年も美化運動の一環として、市内一斉清掃を下記のとおり実施することになりました。

この事業は、『ごみのない美しいまち、できることからはじめよう』をスローガンに、美しい地域景観の創出、魅力あふれる住みよいまちづくりを進めるために実施するものであり、普段はできない溝掃除や草刈りを地域ぐるみで行っていただいております。

つきましては、公私何かとご多用のことと存じますが、趣旨をご理解いただき、地域の皆様にご参加賜わりますようご案内申し上げます。

また、この依頼文書と同様の文書を衛生常務委員様あてに送付しておりますので、ご協議のうえ、市内一斉清掃実施予定連絡表(同封のFAX様式)によりご返送をお願いいたします。

記

1 市内一斉清掃日

令和5年7月9日(日)

清掃センターの搬入受付時間 午前6時から11時まで

- ※ 大雨、荒天の場合、ごみの搬入については、各自治会で判断してください。(清掃センターでは、受入体制をとります。)
- 2 市内一斉清掃実施予定連絡表(同封)の返送について
- (1) 同封の「市内一斉清掃実施予定連絡表」(FAX 様式) に実施予定(実施の有無)・搬入許可書の必要枚数・雨天時の連絡先等をご記入のうえ、

6月9日(金)必着で、FAX等により返信してください。

専用のメールアドレス:clean-miki@city.miki.lg.ip まで送信いただく こともできます。

※ 様式は、市ホームページの2箇所からダウンロードできます。

①トップページ > 市からのお知らせ・自治会関連情報

>【令和5年5月分】自治会宛回覧・配布物情報

②トップページ > 組織でさがす > 市民生活部・環境課

> その他 > 市内一斉清掃

※ 連絡表は、実施の有無にかかわらず、必ずご提出願います。 また、申告された搬入許可書は後日(6月末までに)、必要枚数 分お送りします。

- (2) 市内一斉清掃日以外の日において、各自治会単位で清掃作業(例え ば、道普請、溝掃除等)を実施されている場合は、その状況についても ご連絡願います。
- 3 市内一斉清掃の実施内容について

実施にあたっては、別添の『市内一斉清掃実施要領』をご熟読いただ き、事故等が無いよう十分注意し作業を行っていただきますようお願い します。

また近年は、蜂による刺傷や草刈り機などの機械による怪我などが発 生していますので、他の方と約2m以上間隔をあけるなど、万一のこと を考慮しながら、作業を行ってください。

4 清掃センターへの搬入について

清掃センターへの搬入車両については、積荷を降ろすため必ず2名以 上で乗車され(センターの従事者は車両誘導と場内整理等に忙殺される ので補助できません)、ごみ等の飛散により進入路周辺の方々に迷惑がか かりますので、必ず飛散防止シート等で覆い、落下物がないよう搬入し てください。

また、当日は埋立処分場内及び進入路が大変混み合います。必ず係員 の指示に従って運行願います。

なお、埋立処分場内は火気厳禁となっています。場内では絶対喫煙さ れないよう周知願います。

お問合せ先(事務局) 5

市民生活部環境課(三木市清掃センター内)

担当:山本・小山 電話:83-2608

FAX: 83-2695

専用のメールアドレス:

clean-miki@city.miki.lg.ip

『ごみ分別アプリ』を活用ください。

ごみ分別は神と出し方、収集日を知らせてくれる機能も ついています。下記二次元コードでスマートフォンにダ ウンロードできます。





令和5年度 市内一斉清掃実施要領

1 目 的

市民一人ひとりが市内一斉清掃に参加することによって、地域の環境美化と環境美化意識の高揚を図り、住みよいまちづくりを進めることを目的とする。

2 日 時 令和5年7月9日(日) 午前6時~11時

(清掃センター受入時間)

【実施する場合】

大雨、荒天の場合、ごみの搬入については、各自治会で判断してください。 (清掃センターでは、受入れ体制をとります。)

- 3 对象区域 市内全域
- **4 スローガン** 「ごみのない美しいまち、できることからはじめよう」
- 5 主 唱 クリーン三木促進会議・三木市
- 6 推進機関・団体(順不同)
 - 三木市区長協議会連合会
 - 三木市子ども会育成会連絡協議会
 - 三木市老人クラブ連合会
 - 三木商工会議所
 - 一般社団法人三木青年会議所
- 三木市保健衛生推進協議会
- 三木市連合PTA
- 三木市商店街連合会
- 吉川町商工会

7 実施内容

自治会単位で地域住民参加のもとに、生活道路、河川、水路、側溝及び空き地等、日頃清掃のできない場所の草刈り、清掃等を行うものとします。

8 ごみ等の処理方法

(1) 市内一斉清掃によって出されたごみ等は、次のとおり分別し、清掃センターに搬入してください。

ア 草・木類

- ※ 草木は、資源化(堆肥化)するため、土砂と混載しないでください。
- イ 土砂·泥類(土砂等で地元地域内において還元できるものは、適正な場所に還元してください。)

- (2) ごみ等を三木市清掃センターへ搬入する場合は、地元で車両を準備し、必ず次の事項を遵守して搬入ください。
 - ア 搬入については、<u>必ず搬入許可書を1回毎1台につき1枚持参し</u> てください。(許可書の無い車両は、受入れできません。同一車両で 何往復かされる場合には、1回毎に1枚の提出をお願いします。)
 - イ 進入路周辺住民の迷惑にならないよう、運搬の際は<u>必ず飛散防止</u> <u>シートまたはネット等をかぶせ</u>、ごみが落下しないよう注意してく ださい。
 - ウ 搬入の際は、必ず2名以上で乗車し、ごみの荷下ろしについては自 治会の方々でお願いします。(清掃センターの従事者は、受入業務の ため、車両誘導と場内整理等に忙殺されるので補助できません。) また、運搬時は、コロナウイルス感染防止対策として両側の窓を開 けるなど換気を十分に行ってください。

9 実施報告

各自治会の長は、衛生常務委員と協議のうえ、市内一斉清掃について、 参加・不参加の旨及び清掃センターへの搬入がある場合は、搬入許可書の 必要枚数並びに雨天時連絡先を、同封の「市内一斉清掃予定連絡表」で、 6月9日(金)までに三木市清掃センターへ連絡してください。折返し搬 入許可書を郵送いたします。

10 遵守事項

- (1) 不慮の事故に備え、一斉清掃当日は熱中症にも対応した傷害保険に加入していますので、万一の場合には、すみやかに推進本部までご連絡ください。(届出は1週間以内にお願いします。経過すると保険の請求ができない場合もあります。)
- (2) 市内一斉清掃によって出たごみ等はごみステーションには出せません。
- (3) 地区内で不法投棄されていた産業廃棄物やオートバイ、消火器等の 処理困難物や家電リサイクル法対象品、テレビ(液晶・プラズマを含む)・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・エアコンやパソコンリサ イクル法対象品(パソコン本体・ディスプレイ等)について、当日は受 付できません。後日、平日に搬入してください。
- (4) 市内一斉清掃当日は、家庭ごみは、持ち込めません。

11 お問い合わせ先

クリーン三木促進会議事務局〔市民生活部環境課(清掃センター内)〕

TEL: 83-2608 FAX: 83-2695